

○数値の算定及び等級の格付け要領（昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年 12 月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和 63 年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>2. 要領第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる工事に係る第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、1 級技術者の数、2 級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表 3 の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 6 年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2136 号）</p> <p>この通達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 10 年 12 月 17 日付け港管第 2374 号）</p> <p>この改正は、平成 11・12 年度の資格審査から適用し、平成 9・10 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 13 年 1 月 23 日付け港管第 23 の 7 号）</p> <p>この改正は、平成 13・14 年度の資格審査から適用し、平成 11・12 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 31 日付け国港管第 802 号）</p> <p>この改正は、平成 15・16 年度の資格審査から適用し、平成 13・14 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）</p> <p>本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p> <p>附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）</p>	<p>第 1 条～第 7 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年 12 月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和 63 年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>2. 要領第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる工事に係る第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、1 級技術者の数、2 級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表 3 の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 6 年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2136 号）</p> <p>この通達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 10 年 12 月 17 日付け港管第 2374 号）</p> <p>この改正は、平成 11・12 年度の資格審査から適用し、平成 9・10 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 13 年 1 月 23 日付け港管第 23 の 7 号）</p> <p>この改正は、平成 13・14 年度の資格審査から適用し、平成 11・12 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 31 日付け国港管第 802 号）</p> <p>この改正は、平成 15・16 年度の資格審査から適用し、平成 13・14 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）</p> <p>本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p> <p>附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）</p>

<p>この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）</p> <p>この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）</p> <p>この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までに行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年 国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。</p> <p>附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）</p> <p>この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）</p> <p>本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 26 年国土交通省告示第 1055 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき審査されている場合には、適用しない。</p> <p>附 則（平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号）</p> <p>本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号）</p> <p>本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号）による改正前の審査</p>	<p>この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）</p> <p>この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）</p> <p>この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までに行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年 国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。</p> <p>附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）</p> <p>この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）</p> <p>本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 26 年国土交通省告示第 1055 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき審査されている場合には、適用しない。</p> <p>附 則（平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号）</p> <p>本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。</p> <p>附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号）</p> <p>本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号）による改正前の審査</p>
--	--

基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日付け国港総第 627 号）

本通達は、平成 31・32 年度の資格審査から適用し、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日付け国港総第 726 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用し、平成 31・32 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和 3 年 6 月 10 日付け国港総第 129 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 3 年 国土交通省告示第 246 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（令和 4 年 1 月 30 日付け国港総第 459 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 4 年 国土交通省告示 827 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日付け国港総第 686 号）

本通達は、令和 5・6 年度の資格審査から適用し、令和 3・4 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日付け国港総第 627 号）

本通達は、平成 31・32 年度の資格審査から適用し、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日付け国港総第 726 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用し、平成 31・32 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和 3 年 6 月 10 日付け国港総第 129 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 3 年 国土交通省告示第 246 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（令和 4 年 1 月 30 日付け国港総第 459 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 4 年 国土交通省告示 827 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

（追加）

別表27 (第4条の2第1項第1号関係-港湾工用保有船舶の保有による点数)

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点 数													備 考
				158	145	132	118	105	92	79	66	53	39	26	13		
掘削力	浚渫船	公称能力	158	2,400 m <sup>3</sup> /h 以上	2,200 ~	2,000 ~	1,800 ~	1,600 ~	1,400 ~	1,200 ~	1,000 ~	800 ~	600 ~	400 ~	400 m <sup>3</sup> /h 未満		
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	158	900 t 以上	825 ~	750 ~	675 ~	600 ~	525 ~	450 ~	375 ~	300 ~	225 ~	150 ~	150 t 未満	クレーン付台船を含む	
揚土力	揚土船	公称能力	72							5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	4,167 ~	3,334 ~	2,500 ~	1,667 ~	1,667 m <sup>3</sup> /h 未満	リクレーマ船、バージアンローダー船、圧送船を含む	
杭打力	杭打船	主機馬力	72							1,200 PS 以上	1,000 ~	800 ~	600 ~	400 ~	400 PS 未満		
製作力	ケーン製作台船	揚荷能力	72							25,000 t積 以上	20,833 ~	16,667 ~	12,500 ~	8,334 ~	8,334 t積 未満		
地盤改良力	地盤改良船	隻数	72							8.0 隻 以上	6.7 ~	5.4 ~	4.0 ~	2.7 ~	2.7 隻 未満	固化材プラント船を含む	
砕岩力	砕岩船	#	72							6.0 隻 以上	5.0 ~	4.0 ~	3.0 ~	2.0 ~	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)	
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	#	158	6.0 隻 以上	5.5 ~	5.0 ~	4.5 ~	4.0 ~	3.5 ~	3.0 ~	2.5 ~	2.0 ~	1.5 ~	1.0 ~	1.0 隻 未満		
その他	砂搬船、ゴミ船、コンクリート砕船	#	72							6.0 隻 以上	5.0 ~	4.0 ~	3.0 ~	2.0 ~	2.0 隻 未満		

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内 容	評価項目	満点	点 数												
				215	197	179	161	143	125	107	90	72	54	36	18	
掘削力	浚渫船	公称能力	215	2,400 m <sup>3</sup> /h 以上	2,200 ~	2,000 ~	1,800 ~	1,600 ~	1,400 ~	1,200 ~	1,000 ~	800 ~	600 ~	400 ~	400 m <sup>3</sup> /h 未満	
揚土力	揚土船	#	107							5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	4,167 ~	3,334 ~	2,500 ~	1,667 ~	1,667 m <sup>3</sup> /h 未満	
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	215	6.0 隻 以上	5.5 ~	5.0 ~	4.5 ~	4.0 ~	3.5 ~	3.0 ~	2.5 ~	2.0 ~	1.5 ~	1.0 ~	1.0 隻 未満	

別表31 (第4条の2第1項第2号イ関係-工事成績等による点数)

算式 換算係数×合計点数<sup>1/2</sup>

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	41.5213
港湾土木工事	30.8212
港湾等しゅんせつ工事	44.8042
空港等舗装工事	45.3373
港湾等鋼構造物工事	58.6135

別表27 (第4条の2第1項第1号関係-港湾工用保有船舶の保有による点数)

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点 数													備 考
				154	141	128	115	102	90	77	64	51	38	26	13		
掘削力	浚渫船	公称能力	154	2,400 m <sup>3</sup> /h 以上	2,200 ~	2,000 ~	1,800 ~	1,600 ~	1,400 ~	1,200 ~	1,000 ~	800 ~	600 ~	400 ~	400 m <sup>3</sup> /h 未満		
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	154	900 t 以上	825 ~	750 ~	675 ~	600 ~	525 ~	450 ~	375 ~	300 ~	225 ~	150 ~	150 t 未満	クレーン付台船を含む	
揚土力	揚土船	公称能力	72							5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	4,167 ~	3,334 ~	2,500 ~	1,667 ~	1,667 m <sup>3</sup> /h 未満	リクレーマ船、バージアンローダー船、圧送船を含む	
杭打力	杭打船	主機馬力	72							1,200 PS 以上	1,000 ~	800 ~	600 ~	400 ~	400 PS 未満		
製作力	ケーン製作台船	揚荷能力	72							25,000 t積 以上	20,833 ~	16,667 ~	12,500 ~	8,334 ~	8,334 t積 未満		
地盤改良力	地盤改良船	隻数	72							8.0 隻 以上	6.7 ~	5.4 ~	4.0 ~	2.7 ~	2.7 隻 未満	固化材プラント船を含む	
砕岩力	砕岩船	#	72							6.0 隻 以上	5.0 ~	4.0 ~	3.0 ~	2.0 ~	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)	
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	#	154	6.0 隻 以上	5.5 ~	5.0 ~	4.5 ~	4.0 ~	3.5 ~	3.0 ~	2.5 ~	2.0 ~	1.5 ~	1.0 ~	1.0 隻 未満		
その他	砂搬船、ゴミ船、コンクリート砕船	#	72							6.0 隻 以上	5.0 ~	4.0 ~	3.0 ~	2.0 ~	2.0 隻 未満		

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内 容	評価項目	満点	点 数												
				215	197	179	161	143	125	107	90	72	54	36	18	
掘削力	浚渫船	公称能力	215	2,400 m <sup>3</sup> /h 以上	2,200 ~	2,000 ~	1,800 ~	1,600 ~	1,400 ~	1,200 ~	1,000 ~	800 ~	600 ~	400 ~	400 m <sup>3</sup> /h 未満	
揚土力	揚土船	#	107							5,000 m <sup>3</sup> /h 以上	4,167 ~	3,334 ~	2,500 ~	1,667 ~	1,667 m <sup>3</sup> /h 未満	
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	215	6.0 隻 以上	5.5 ~	5.0 ~	4.5 ~	4.0 ~	3.5 ~	3.0 ~	2.5 ~	2.0 ~	1.5 ~	1.0 ~	1.0 隻 未満	

別表31 (第4条の2第1項第2号イ関係-工事成績等による点数)

算式 換算係数×合計点数<sup>1/2</sup>

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	42.1898
港湾土木工事	31.1979
港湾等しゅんせつ工事	44.8346
空港等舗装工事	41.1126
港湾等鋼構造物工事	50.3435

別表32（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	571	17人	277
34人	555	16人	261
33人	538	15人	245
32人	522	14人	228
31人	506	13人	212
30人	489	12人	196
29人	473	11人	179
28人	457	10人	163
27人	441	9人	147
26人	424	8人	131
25人	408	7人	114
24人	392	6人	98
23人	375	5人	82
22人	359	4人	65
21人	343	3人	49
20人	326	2人	33
19人	310	1人	16
18人	294	0人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	496	17人	241
34人	482	16人	227
33人	468	15人	213
32人	453	14人	198
31人	439	13人	184
30人	425	12人	170
29人	411	11人	156
28人	397	10人	142
27人	383	9人	128
26人	368	8人	113
25人	354	7人	99
24人	340	6人	85
23人	326	5人	71
22人	312	4人	57
21人	298	3人	43
20人	283	2人	28
19人	269	1人	14
18人	255	0人	0

別表32（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	614	17人	298
34人	596	16人	281
33人	579	15人	263
32人	561	14人	246
31人	544	13人	228
30人	526	12人	211
29人	509	11人	193
28人	491	10人	175
27人	474	9人	158
26人	456	8人	140
25人	439	7人	123
24人	421	6人	105
23人	404	5人	88
22人	386	4人	70
21人	368	3人	53
20人	351	2人	35
19人	333	1人	18
18人	316	0人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	536	17人	260
34人	521	16人	245
33人	506	15人	230
32人	490	14人	215
31人	475	13人	199
30人	460	12人	184
29人	444	11人	169
28人	429	10人	153
27人	414	9人	138
26人	398	8人	123
25人	383	7人	107
24人	368	6人	92
23人	352	5人	77
22人	337	4人	61
21人	322	3人	46
20人	306	2人	31
19人	291	1人	15
18人	276	0人	0

別表33（第4条の2第1項第3号ロ関係—新技術等の開発実績による点数）

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8件以上	190
7件	167
6件	143
5件	119
4件	95
3件	71
2件	48
1件	24
0件	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8件以上	165
7件	145
6件	124
5件	103
4件	83
3件	62
2件	41
1件	21
0件	0

別表33（第4条の2第1項第3号ロ関係—新技術等の開発実績による点数）

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8件以上	205
7件	179
6件	154
5件	128
4件	102
3件	77
2件	51
1件	26
0件	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8件以上	179
7件	156
6件	134
5件	112
4件	89
3件	67
2件	45
1件	22
0件	0

別表35（第4条の2第2項第1号ロ関係—業務経歴等による点数）

①業務経歴

特別事項の審査基準日までの2年間に完了した測量調査の業務経歴（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る業務については、地方整備局（港湾空港関係）の資格審査基準と同等のものに限る。）に係る下表の業務実績に応じた点数を次の算式により算出した点数（小数点以下切捨て）とする。

下表

事項	点数	特別な工事
右欄に掲げる特別な工事に係る業務又は客観点数に基づき別表36（2）により格付けした等級の上位等級の業務実績	60	空港等土木工事 飛行場の基本施設の築造工事
		港湾土木工事 水深1.5m以深の外郭施設及び水深1.3m以深の係留施設の築造工事
		空港等舗装工事 飛行場の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの舗装工事
客観点数に基づき別表36（2）により格付けした等級と同位等級の業務実績	40	

算式

$$A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3$$

A：当該地方整備局の業務経歴点数

B：当該地方整備局以外の業務経歴点数

②新技術・新工法等の開発の実績

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した測量調査における新技術・新工法の開発に係る民間技術評価制度による認定及び工法特許の実績を、下表に応じ算出した点数とする。

下表

新技術・新工法等の開発の実績	点数
10件以上	20
1件以上10件未満	10
0件	0

別表35（第4条の2第2項第1号ロ関係—業務経歴等による点数）

①業務経歴

特別事項の審査基準日までの2年間に完了した測量調査の業務経歴（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る業務については、地方整備局（港湾空港関係）の資格審査基準と同等のものに限る。）に係る下表の業務実績に応じた点数を次の算式により算出した点数（小数点以下切捨て）とする。

下表

事項	点数	特別な工事
右欄に掲げる特別な工事に係る業務又は客観点数に基づき別表32（2）により格付けした等級の上位等級の業務実績	60	空港等土木工事 飛行場の基本施設の築造工事
		港湾土木工事 水深1.5m以深の外郭施設及び水深1.3m以深の係留施設の築造工事
		空港等舗装工事 飛行場の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの舗装工事
客観点数に基づき別表32（2）により格付けした等級と同位等級の業務実績	40	

算式

$$A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3$$

A：当該地方整備局の業務経歴点数

B：当該地方整備局以外の業務経歴点数

②新技術・新工法等の開発の実績

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した測量調査における新技術・新工法の開発に係る民間技術評価制度による認定及び工法特許の実績を、下表に応じ算出した点数とする。

下表

新技術・新工法等の開発の実績	点数
10件以上	20
1件以上10件未満	10
0件	0

別表36（第5条関係—契約業者の等級の格付け）

(1) 要領第7条第1項各号に掲げる工事

工事区分 等級	空港等土木 工事	港湾土木工事	港湾等しゅん せつ工事	空港等舗装 工事	港湾等鋼構造物 工事
A	1,250 点以上	1,350 点以上	1,100 点以上	1,050 点以上	900 点以上
B	900 点以上 1,250 点未満	900 点以上 1,350 点未満	800 点以上 1,100 点未満	900 点以上 1,050 点未満	900 点未満
C	900 点未満	900 点未満	800 点未満	900 点未満	—

※その他工事の等級の格付けについては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第4によるものとする。

※港湾等しゅんせつ工事に係る特例

港湾等しゅんせつ工事の等級決定については、以下の計算による浚渫船団力が下表の数値を満たさない場合に限り、総合数値に基づく等級より1位下位の等級を決定等級とする。

(単位：公称能力m<sup>3</sup>/h)

等級	A	B	C
浚渫船団力	900 以上	350 以上	—

$$\text{浚渫船団力} = (\text{浚渫能力の単位総数}) \times 1.0 + (\text{揚土能力の単位総数}) \times 0.5$$

(2) 要領第7条の2に掲げる測量調査

区分 等級	測量調査
A	150 点以上
B	90 点以上 150 点未満
C	90 点未満

(3) 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等

区分 等級	建設コンサル タント等
A	40 点以上
B	10 点以上 40 点未満

別表36（第5条関係—契約業者の等級の格付け）

(1) 要領第7条第1項各号に掲げる工事

工事区分 等級	空港等土木 工事	港湾土木工事	港湾等しゅん せつ工事	空港等舗装 工事	港湾等鋼構造物 工事
A	1,250 点以上	1,350 点以上	1,200 点以上	1,050 点以上	900 点以上
B	900 点以上 1,250 点未満	900 点以上 1,350 点未満	800 点以上 1,200 点未満	900 点以上 1,050 点未満	900 点未満
C	900 点未満	900 点未満	800 点未満	900 点未満	—

※その他工事の等級の格付けについては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第4によるものとする。

※港湾等しゅんせつ工事に係る特例

港湾等しゅんせつ工事の等級決定については、以下の計算による浚渫船団力が下表の数値を満たさない場合に限り、総合数値に基づく等級より1位下位の等級を決定等級とする。

(単位：公称能力m<sup>3</sup>/h)

等級	A	B	C
浚渫船団力	900 以上	350 以上	—

$$\text{浚渫船団力} = (\text{浚渫能力の単位総数}) \times 1.0 + (\text{揚土能力の単位総数}) \times 0.5$$

(2) 要領第7条の2に掲げる測量調査

区分 等級	測量調査
A	150 点以上
B	90 点以上 150 点未満
C	90 点未満

(3) 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等

区分 等級	建設コンサル タント等
A	40 点以上
B	10 点以上 40 点未満